

小山町理事設置規則案

小山町理事設置規則をここに公布する。

平成24年3月 日

小山町長

小山町規則第 号

小山町理事設置規則

(設置)

第1条 小山町の適正な行政運営を図るため、理事を置くことができる。

(任命)

第2条 理事は、職員の中から町長が任命する。

(身分)

第3条 理事は、小山町職員の給与に関する条例（昭和36年小山町条例第2号）第3条第3項に規定する級別職務分類表に定める参事と同等の職とする。

(職務等)

第4条 理事は、町長の命を受けて、特定事項を処理する。

2 前項に掲げるもののほか、理事の職務等については、小山町の諸規程に定める部長の例によるものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(小山町職員の給与に関する規則の一部改正)

2 小山町職員の給与に関する規則（昭和36年小山町規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6級の項中「部長」を「理事、部長」に改める。